

財務会計システムサーバ機器等の調達に係る入札説明書

令和6年6月18日

鹿児島県国民健康保険団体連合会

1 目的

本会にて使用している財務会計システムサーバについて、耐用年数及び保守期限を迎えるため更改を行うものである。

本書は、本会が「財務会計システムサーバ機器等の調達」(以下「本調達」という)を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 競争入札に付する事項

2.1 調達の概要

(1) 件名

財務会計システムサーバ機器等の調達

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

(3) 仕様等

仕様書のとおり

設置、設定にあたっては、本会職員との協力、調整を図り、円滑な作業に努めること。

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 落札方法

最低価格落札方式による

なお、仕様書に定めた機器または同等以上の機器であることを前提とする。

2.2 入札参加資格

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び手形または小切手の不渡りといった経営不振の状態でないこと。
- (2) 直近一年間に法人税、消費税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員もしくはこれに準ずる者が実質的に経営を支配していないこと。
- (4) 公告日から契約締結期間において、独占禁止法の規定に基づく違反行為を行い、公正取引委員会における排除命令及び課徴金納付命令を受けていないこと。
- (5) 公告日から契約締結期間において、国・地方自治体をはじめとする公的機関における入札参加資格停止及び指名停止措置を受けていないこと。

3 入札手続き等に関する事項

3.1 交付書類

参加業者には、以下の書類を交付する。

- (1) 財務会計システムサーバ機器等の調達に係る入札説明書
- (2) 財務会計システムサーバ機器等調達仕様書
- (3) 入札参加申込書 (様式1)
- (4) 入札書 (様式2)
- (5) 質疑書 (様式3)
- (6) 契約書(案) (様式4)

3.2 提出書類等

(1) 提出書類及びスケジュール

参加業者は、以下の表の①及び②の書類について提出すること。

日時	内容	提出部数	提出方法等
令和6年6月18日(火)	公告	-	
令和6年6月24日(月) 17時必着	①質疑書(様式3) 提出締切	-	メール
令和6年6月25日(火)	質疑書回答	-	ホームページ
令和6年6月26日(水) 17時必着	②入札参加申込書(様式1) 提出締切	1部	持参、郵送、メールのいずれか
令和6年6月28日(金) 17時必着	②入札書(様式2) 提出締切	1部	持参または郵送
令和6年7月1日(月) (予定)	受注候補者決定 入札結果通知	-	メール

(2) 提出先

〒890-0064

鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館 3階

鹿児島県国民健康保険団体連合会

総務課 大村 猛

Email ; k-so-kai303@kagoshima.kokuhoren.jp

3.3 提出書類に関する留意事項

(1) 入札参加申込書(様式1)

入札参加申込書を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

(ア) 提出期限

令和6年6月26日(水)17時必着

(イ) 提出方法

持参、郵送(レターパック等配達記録が残るものに限る)、メールのいずれかによる

(2) 入札書(様式2)

(ア) 提出期限

令和6年6月28日(金)17時必着

(イ) 提出方法

持参または郵送(簡易書留、レターパック等の配達記録が残るものに限る)

(ウ) 入札書は、ひとつの封筒に封緘し提出すること。また、提出する封筒には、会社名及び本調達名を記入すること。

(エ) 入札書には、調達範囲に要する一切の諸費用を含めた合計金額を記入することとし、内訳として入札内訳書に機器に係る費用、搬入、設置・設定に係る費用を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセン

トに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (オ) 入札金額で小数点以下が発生する場合は切り捨てることとする。
- (カ) 参加業者は、提出した書類の書換え、引換、撤回をすることができない。
- (キ) 提出された書類は、一切返却しないものとする。

3.4 選定の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本書2.2に示す入札参加業者としての要件を欠く者が入札を行った場合。
- (2) 虚偽の記載がある場合。
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札を行った場合。
- (4) その他、失格が妥当であると判断された場合。

3.5 質疑及び回答

(1) 提出期限

令和6年6月24日(月)17時必着

※期限後の質問は一切受け付けない。

(2) 質疑方法

本調達について質問がある場合は、下記の手順に従いメールで送付すること。

- (ア) 送信先担当者にメールにて送付すること。
- (イ) 件名に「【質疑】」と必ず記載すること。
- (ウ) 質疑内容は「質疑書」(様式2)にて行うこと
- (エ) 本文には、会社名、担当部署、担当者及び連絡先を明記すること。
- (オ) 送信先及び連絡先

鹿児島県国民健康保険団体連合会

総務課 大村 猛

メールアドレス:k-so-kai303@kagoshima.kokuhoren.jp

(3) 回答日及び回答方法

令和6年6月25日(火)までに本会ホームページ上に掲載する。

なお、本会の回答にあたり、質問者名を伏せた上で回答するものとし、当該回答は入札説明書及び仕様書に対して追加または修正したものとみなす。

4 受注者の決定に関する事項

4.1 受注者の決定

仕様書に定めた機器または同等以上の機器であることを前提とし、予定価格以下で最低価格をもって有効な入札を行った者を受注候補者とする。

4.2 入札結果の通知及び契約締結

- (1) 仕様書の内容を基に本会と協議の上、合意が得られた時点で受注者を決定し、物品売買契約を締結する。
- (2) 入札の結果は、本会が受注者を決定した後にメールにて通知する。それまでは入札に関する問い合わせには一切回答しない。

5 契約に関する基本的事項

5.1 基本的事項

受注者との契約においては、次の事項を基本とし、契約書案については様式4のとおり。

- (1) 契約金額
受注候補者の入札価格に基づき、協議の上決定する。
- (2) 契約内容
契約内容は、仕様書の内容に基づき、協議の上決定する。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和6年9月30日までとする。
- (4) 契約保証金
免除する。
- (5) 支払
全業務完了後、受注者の請求により行う。

6 その他

6.1 個人情報保護について

参加業者から得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い調達に必要な範囲内で取扱い、それ以外の目的では使用しないものとする。

6.2 費用の負担

入札に係る一切の費用は、参加業者の負担とする。

6.3 交付書類及び提示書類の取扱い

本調達で提示した書類等は、本調達の入札に関わる検討以外の目的で使用することはできないものとする。

6.4 使用言語及び使用通貨等

本調達に係る入札書、契約及び調達に伴い作成する書類等に用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本円によるものとする。

- 6.5 その他の事項は、別紙「鹿児島県国民健康保険団体連合会入札心得」の定めにより実施するものとする。

6.6 本件に関する照会先

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号

鹿児島県国民健康保険団体連合会 総務課（担当：三浦）

TEL :099-206-1029 FAX :099-206-1068

Email :k-so-kai303@kagoshima.kokuhoren.jp

(別紙)

鹿児島県国民健康保険団体連合会入札心得

1. 趣旨

鹿児島県国民健康保険団体連合会の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金

入札保証金は、全額免除する。

4. 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任状を持参しなければならない。

5. 代理等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、本会財務規程第54条により競争に参加することができない期間であるものを入札代理人とすることができない。

6. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

7. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

- (3) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人等は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（2営業日以内）に行い、執行回数は、1回を限度とする。再度の入札でも落札者がいない場合は、再入札結果の最低入札価格者と協議を行うこととする。

8. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。

9. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適切な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき